

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟 弾圧犠牲者への謝罪と賠償を要求

国家権力犯罪に
“時効”はない！

第2回

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、名称通り一貫して「国家権力犯罪に“時効”はない」との立場に立って、治安維持法犠牲者に対する国家賠償を求めて活動してきた組織である。2013年1月、北海道で開催した本会結成集会の際、宮田汎・同同盟北海道本部長が参加してくださったのをはじめ、全面的な支援をいただいている。いまなお、政府に対して、一日も早い名誉回復・謝罪と国家賠償を求めて運動を続けている。

治維法国家賠償同盟結成目的と運動経過

「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟」（以下、治維法国家賠償同盟）結成の目的と運動経過は以下の通りである（規約前文から要約）

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、戦前の歴史の真実を明らかにし、日本国民の平和と民主主義のための闘いの伝統を受け継ぎ発展させ、平和と民主主義のための闘いの故に国家権力による弾圧を受けた人々に対する国の謝罪と賠償を実現させる目的を掲げて、1968年3月15日に結成された。

治安維持法犠牲者の「再び、戦争と暗黒政治を許すな」の叫びに呼応して、毎年、治安維持法犠牲者に対する国の謝罪と賠償を求める国会請願行動を積み重ねてきた。数十万人におよぶ治安維持法犠牲者は日本国憲法の平和と民主主義の諸原則を生み出す力となった人々であり、これらの人々が当時の国家権力の弾圧によってこうむった生命、身体、精神、名誉の侵害と資格剥奪や経済的圧迫等の犠牲と損害を償うことは国の責務であって、国にその責務を果たさせることは、歴史を戦争と暗黒政治に逆戻りさせない道を切り開くものだ。

ところが、この「治安維持法犠牲者に対する国の謝罪と賠償」はいまだに放置されたままであり、歴史の証人である治安維持法犠牲者の多くは他界し、この重要な戦後補償の実現は次世代の私たちが担わなければならない課題となっている。

日本弁護士連合会は1993年10月、人権擁護大会において、「治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に反対し、戦争に反対した者として、その行為は高く評価されなければならない」と述べて、憲法の国家賠償の規定の目的と精神に照らしても、その犠牲者に対する補

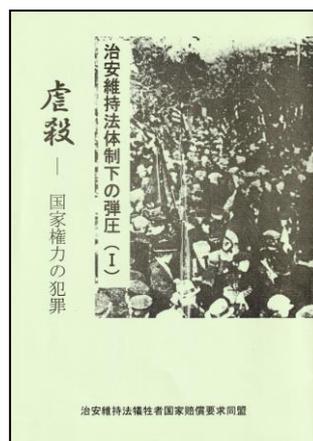
償がなされなければならないと指摘した。この戦後補償の重要な課題である「治安維持法犠牲者に対する国の謝罪と賠償」を実現する運動を新たな国民的運動として発展させ、実現することを期する。

*

この方針の下、治維法国家賠償同盟は1974年から「治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める請願」を行っている。請願項目は、①国は治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること②国は治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと③国は治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること——の3項目。2019年は、5月15日に42都道府県から187人が参加して、17万余筆の署名を国会議員を通じて衆参両院議長宛に提出した。政府はこれまで無視を続けている。

治安維持法体制下の犠牲者の実態

治維法国家賠償同盟は、全国で治安維持法犠牲者の徹底調査・発掘を重ねて、その全容を以下の2冊のパンフレットにまとめている。



『治安維持法体制下の弾圧（Ⅰ）虐殺—国家権力の犯罪』（2011年11月1日初刷、2014年5月1日3刷）

『治安維持法体制下の弾圧（Ⅱ）獄死者—国家権力の犯罪』（2014年5月15日初刷、2015年5月12日補訂版）

犠牲者の調査・発掘はいまなお継続しているが、現時点でのまとめによれば、治安維持法弾圧犠牲者数は以下の通りである。

- A = 警察署での拷問による虐殺者 93 人
 - B = 服役中・未決勾留中の獄死者 128 人
 - C = 服役中、未決勾留中暴行・虐待・劣悪な環境などによる発病で出獄・釈放後死亡した者 208 人
 - D = 弾圧で再起できず自死 25 人
 - E = 宗教弾圧での虐殺・獄死者など 60 人
 - F = 検挙者数 6 万 8, 274 人
 - G = 起訴者数 6, 550 人
 - H = 起訴猶予 7, 316 人
- 検挙に至らなかった拘束者数 10 万人
宮澤弘幸はC項の一人として記載されている。

弾圧犠牲者への謝罪と賠償＝世界では

第二次世界大戦後、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、スペイン、イギリス、チリなどでは、以下のように国家による謝罪・賠償が行われている。

【ドイツ】1956年連邦補償法制定、ナチス犠牲者に2010年までの補償総額は680億4900ユーロ（約8兆8500億円）。15万3000人に一人当たり年額80万円の年金支給。

【イタリア】ファシズム体制で実刑を受けた「反ファシスト政治犯」に終身年金支給。

【アメリカ】1988年「市民的自由法」制定。第二次大戦中強制収容した日系人生存者6万人対象。一人2万ドル（250万円）を支払い、大統領が謝罪。

【カナダ】第二次大戦中強制収容し、1988年法制定時生存の日系人1万7000人対象。一人2万1000ドル（約250万円）を補償。

【韓国】日本の植民地支配とたたかった犠牲者を愛国者として表彰、年金支給法。懲役1年以上に年金毎月16万円支給。

【スペイン】2007年フランコ独裁犠牲者の名誉回復と補償を行う「歴史の記憶法」制定。

【イギリス】ケニア反植民地運動弾圧者に2013年補償法決定など。

【チリ】1992年ピノチェト軍事政権下の弾圧犠牲者と家族に年金支給。子弟に奨学金など決定。

【国際連合】1968年の国連総会は「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用条約」を可決成立、70年に発効した。この条約により、国際法上戦争犯罪及び人道に反する犯罪には時効が存在しないとされた。日本は未だ批准していない。

「治安維持法は適法だった」

日本政府は思想弾圧に反省なし

同じ敗戦国であるドイツ、イタリアはじめ世界各国が国家による参圧犠牲者に対して、それを認め、謝罪しているのに対して、日本はどうか。

とりわけ安倍政権の姿勢は明確で、賠償要求に対し敵意さえ隠さない。挙句は、治安維持法について「当時適法に制定された」とまで言及し、これまでの国会答弁をひっくり返す姿勢さえ露呈している。

その一端は、国会答弁（2017年6月2日の参院法務委員会での畑野君枝・共産党議員の質問に対する金田勝年・法務大臣らの答弁）でも明らかなので、その主要部分を収録する。

畑野議員は、治安維持法で弾圧された人々の悲惨な現状を明らかにしたうえで、まず、金田法務大臣に対し、治安維持法についての認識を質した。（以下、答弁は参院議事録による）

○金田国務大臣 治安維持法は、大正14年に公布、施行され、国体の変革または私有財産制度の否認を目的として結社を組織した者等を処罰することとした法律であると承知をいたしております。そして、認識と言われましたが、治安維持法につきましては種々の意見があるものと承知をしております。この治安維持法の内容や適用された事例を含めまして、歴史の検証については、専門家の研究、考察等に委ねるべきものと考えております。

これに対し、畑野議員は、治安維持法等による取調べが拷問によったこと、拷問は戦前の法制でも禁じられていたこと、治安維持法はポツダム宣言（降伏受諾）によって廃止されたこと等を指摘し、かつ政府委員からも言質答弁を引き出したうえで、

さらに、自民党の三木武夫・総理の答弁「治安維持法につきましてはすでにそのときでも批判があり、今日から考えれば、こういう民主憲法のもとに考えれば、これはやはりわれわれとしても非常な批判をすべき法律であることは申すまでもない」（1976年9月30日）も引いて、再度、「戦後、治安維持法が否定された以上、この法律による弾圧犠牲者の救済、名誉回復をするべきではないか」と質した。

○金田国務大臣 治安維持法は、当時適法に制定されたものでありますので、同法違反の罪に係ります勾留、拘禁は適法でありまして、また、同法違反の罪に係る刑の執行も、適法に構成された裁判所によって言い渡された有罪判決に基づいて適法に行われたものであって、違法があったとは認められません。したがって、治安維持法違反の罪に係る勾留もしくは拘禁または刑

の執行により生じた損害を賠償すべき理由はなく、謝罪及び実態調査の必要もないものと思料をいたしております。

畑野議員は、大臣認識の誤りを厳重指摘し、その上で国家弾圧による被害は戦後もあるとして、レッド・パージ問題に言及した。

○畑野委員 次に、同様のことは戦後のレッド・パージでも行われてまいりました。2010年8月31日、内閣総理大臣に対して日本弁護士連合会は勧告書を出しております。レッド・パージの被害者の方たちです。

「申立人らの思想・良心の自由及び結社の自由を侵害するとともに同人らを処遇上差別した重大な人権侵害行為であった。申立人らは、これら解雇等の措置によって、申立人らに非があるかのように取り扱われてその名誉を侵害されたばかりでなく、生活の糧を失うことによって苦しい生活を強いられるなど、生涯にわたる著しい被害を被ってきた」「当連合会は、国に対し、申立人らが既に高齢であることを鑑みて、可及的速やかに、申立人らの被った被害の回復のために、名誉回復や補償を含めた適切な措置を講ずるよう勧告する」というふうに述べております。きょうは資料で、毎日新聞と神戸新聞の中に載っております大橋豊さんらの裁判の状況についても載せさせていただきました。戦後最大の人権侵害とされるレッド・パージをめぐる全国唯一の国家賠償請求訴訟の原告のお一人で、87歳になられておられます。こうした皆さんの、被害者の名誉回復、救済、これを政府として図るべきではないでしょうか。

○金田国務大臣 その行為の時点において、連合国の最高司令官の指示に従ってなされたもので、法律上の効力を有しておりますし、その後、平和条約の発効により連合国最高司令官の指示が効力を失ったとしても、影響を受けるものではないという司法判断が確定しております。法務省としては、このような司法判断を踏まえて、何らかの対応を実施することについては考えておりません。

○畑野委員 大橋さんは、レッド・パージとしての被害者で、今大臣が言うような冷たい対応で、ずっと救済されてこなかったわけです。そして国家公務員として逓信省、電気通信省に在職していたわけですが、その働いていた時期の年金の支給もされていないと訴えておられます。きちっと調査すべきではありませんか。

○可部政府参考人 お答えいたします。一般論として申し上げますと、国家公務員として働いていた期間があるにもかかわらず、何らかの理由で年金が支給されていない場合がございます。年金支給事務を行っております実施機関、こちらにおきまして事実関係を確認した上で、法令に従って適切に対応をしているものと考えております。

○畑野委員 これも、私が質問するということで、初めてそういう御答弁をいただくことができました。私の父もレッド・パージ被害者の一人です。多くの方々と御家族が塗炭の苦しみをされてきた。この戦後最大の人権侵害の解決、これも図らなくてはならないということをお願いしたいと思います。

すり替え答弁と、その底に潜む危険

ここまでで、まず明らかなのは、「悪法も法」の居直りだ。さすがに治安維持法をもって「良法」とは言えず、外形的な法成立の手続きを持ち出して、当時の法手続きの中で適法に成立したのだから適法であり、したがって成立後の運用もまた適法だとすり替えている。典型的な官僚答弁であり、いまでは「ごはん論法」と名付けられた欺瞞答弁の典型でもある。

質問の趣旨は、誤った国策（法律を含む）によって生じた国民の被害を、政治の責任において賠償しどうか、である。これに対し、答弁は政治の責任も歴史認識もおかぶりして、次元の異なる手続き論によって「適法」という語感を強調している。

この程度のすり替え欺瞞は直ぐに底が割れる。だが、その底にはさらに危険なすり替えが潜んでいるので、ここは厳重な注意が必要だ。それはナチス・ドイツの成立に関わることで、ナチスの論理によれば、当時のワイマール憲法下の選挙で適法に多数派となり、同憲法下で適法に成立させた法律によって適法に独裁政権を構築し、憲法を骨抜きにしたからである。

これは、次のレッド・パージに関する答弁でも透けてくる。畑野議員の質問は、占領下の行政によって起きた国民被害の救済を政治の責任において図るよう迫ったものだが、答弁は、同じく政治責任を棚上げして手続き論を持ち出し、占領下の法体系の下で合法とされた事案は、占領終結後も平和条約を媒介にして合法性を失わないとの文脈で強弁している。

ただ、この矛盾は、安倍政権にとっても落とし穴になる。改憲を焦る安倍の持論は「押付け憲法」にあるからだ。レッド・パージの押付けを容認し、安保体制、辺野古、戦闘機爆買の押付けを容認しても、憲法の押付けだけは容認できないとでも強弁する気なのか。手続き論でかわそうとする大穴といつていい。

そしてこの姿勢は骨の髄まで染み込んでいる。畑野議員による最後の質問、共謀罪法案に係る国連特別報告者ジョセフ・カナタツチ氏の公開書簡についても、こう答弁している。（一部略）

○飯島政府参考人 この専門家の見解は国連の立場を反映するものではございません。政府は、ジュネーブ代表部から国連人権高等弁務官事務所を通じて、直接説明する機会が得られることもなく、公開書簡の形で一方的に発出をされたこと、及び同書簡の内容は明らかに不適切なものであることを抗議しております。

敗戦直後に射殺された戸田帯刀神父

追悼ミサで佐々木宏人さんが講演



8月18日午後、カトリック吉祥寺教会で「戸田帯刀神父様を偲ぶ追悼平和祈念ミサ」が開かれ、約200人が参加した。戸田神父は、太平洋戦争敗戦3日後の8月18日、カトリック保土ヶ谷教会で憲兵とみられる男に射殺された。47歳だった。犯人はまだ不明。

「なぜ、誰に射殺されたのか」。毎日新聞OBで同労組委員長も務めた佐々木宏人さんは、毎日新聞甲府支局長の時この事件を知り、退職後の2010年から8年間取材を続け、昨年8月「封印された殉教」（フリープレス発行、星雲社発売）と題した上下2冊の大著にまとめ出版した（「事務局たより」第28号で紹介）。

戸田神父の命日であるこの日、佐々木さんは、事件について30分ほど講演した。配布された資料によると、戸田神父は1898年に山梨県で生まれ、25歳でローマへ。ウルバノ大学に5年間在学。30歳でローマ大神学校を卒業して、帰途船でアメリカの長兄宅とカナダの次兄宅に寄り、一緒に洗礼を受ける。31歳で帰国後、東京教区で司祭を務め42歳で日本人初の札幌教区長に。1941年12月8日に北海道大学英語教師・レーン夫妻が軍機保護法違反で検挙された際は、残された父親と2人の娘たちを救援した。42年札幌市内の路上で、軍刑法違反（流言飛語罪）で逮捕されたが、札幌地裁で無罪になった。

1944年横浜教区長に転任。「私は日本のため、世界平和のために働きます」と宣言した。1945年、教皇ピオ12世に戦争終結和平提案提出を用意の親書を出す。そして8月18日夕刻、射殺死体で発見された。

1945年射殺されてから約10年後、犯人とみられる男が吉祥寺教会に現れ「私が戸田射殺事件の犯人」と名乗り出たが、司教区は事情聴取することなく「赦しを与える」と放免してしまったという。依然として謎が続いている。

佐々木さんは、難病を抱えながらも、この事件の真相を追及するとともに、平和という言葉さえタブーだった時代に、平和と信仰の自由を貫いた戸田神父について追悼し、平和を祈念していくと語った。

<コラム> 冤罪忘れるな！③

僕がスパイ？冗談でしょ！

日米開戦前の秋口、尾行がついた

1941年9月のある日、宮澤弘幸は、特高に尾行されていると告げられた。親しい縁戚を介し、当時の札幌警察署長から知らされたのだから、事態は深刻だ。当の縁戚の夫（故人）も警察幹部だった信義による忠告だったが、身に覚えのない宮澤は一笑にふした。前後して北大の学生主事からも「レーンはスパイ」と告げられたが、色眼鏡と断じて無視している。



宮澤弘幸が住んでいた札幌市北1条西22丁目あたりに、いまもある交番

だが、特高には狙った獲物だった。特高を手足とする内務省は、7月31日付で「（戦時）特別措置大綱」を通達し、「非常事態発生の際検挙取調べを行うべき者」の名簿作成をしておくよう厳命している。「非常事態」とは日米開戦の意だ。レーン夫妻はアメリカ人であるだけで対象とされ、その容疑を作り上げるために周辺の中から宮澤弘幸に狙いをつけた。容疑あつての検挙ではなく、初めに名簿ありきの狙いだった。

◆ ◆ ◆
「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』花伝社刊

第1部—冤罪の真相 第2部—冤罪事実の条条検証
資料編—判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付—重要事項索引

申し込みは本会事務局までFAX・メールで（1面上部題字横に掲載）。送料税込み2300円。後払い。



佐々木さんは、戸田神父がレーン夫妻の家族を支援した行動に関連して「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」についても関心をもち、2013年10月の札幌集会にも参加＝写真左端＝して取材した結果を「封印された殉教」下巻で、「レーン・宮澤事件と戸田師の接点」と題して詳細に紹介している。

（福島 清）